

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 9 月 2 日

広島県公安委員会

委員長 貝 原 潤 司

広島県公安委員会規則第11号

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の定員の配分に関する規則（昭和35年広島県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区 分	警 察 官						警察官 以外の 職 員	合 計
	警 視	警 部	警部補	巡 査 部 長	巡 査	計		
警察本部	85	152	466	380	365	1,448	331	1,779
警 察 署	66	179	1,031	1,168	1,231	3,675	189	3,864
計	151	331	1,497	1,548	1,596	5,123	520	5,643

附 則

この公安委員会規則は、公布の日から施行する。